

飯田産業  
延長保証システムのご案内



# いいだのいい家

この度は、当社住宅をご契約いただきまして、誠にありがとうございます。

当社では、お客様の安心をロングサポートするために、定期的な点検とメンテナンス工事のご提案とともに、最大30年間の保証（条件付長期保証）システムを採用しております。

ご熟読の上、十分なご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 目次

<b>1</b> 保証システムの概要	2
<b>2</b> 保証の系統説明図	2
<b>3</b> 定期点検	3
<b>4</b> 長期保証（10年保証）の対象部位	3
<b>5</b> 長期保証（10年保証）の項目及び保証期間	3
<b>6</b> 条件付長期保証	4
<b>7</b> 有償メンテナンス工事	5
<b>8</b> 保証継承	5
<b>9</b> 現場協力をお願い	6



# 1

## 保証システムの概要

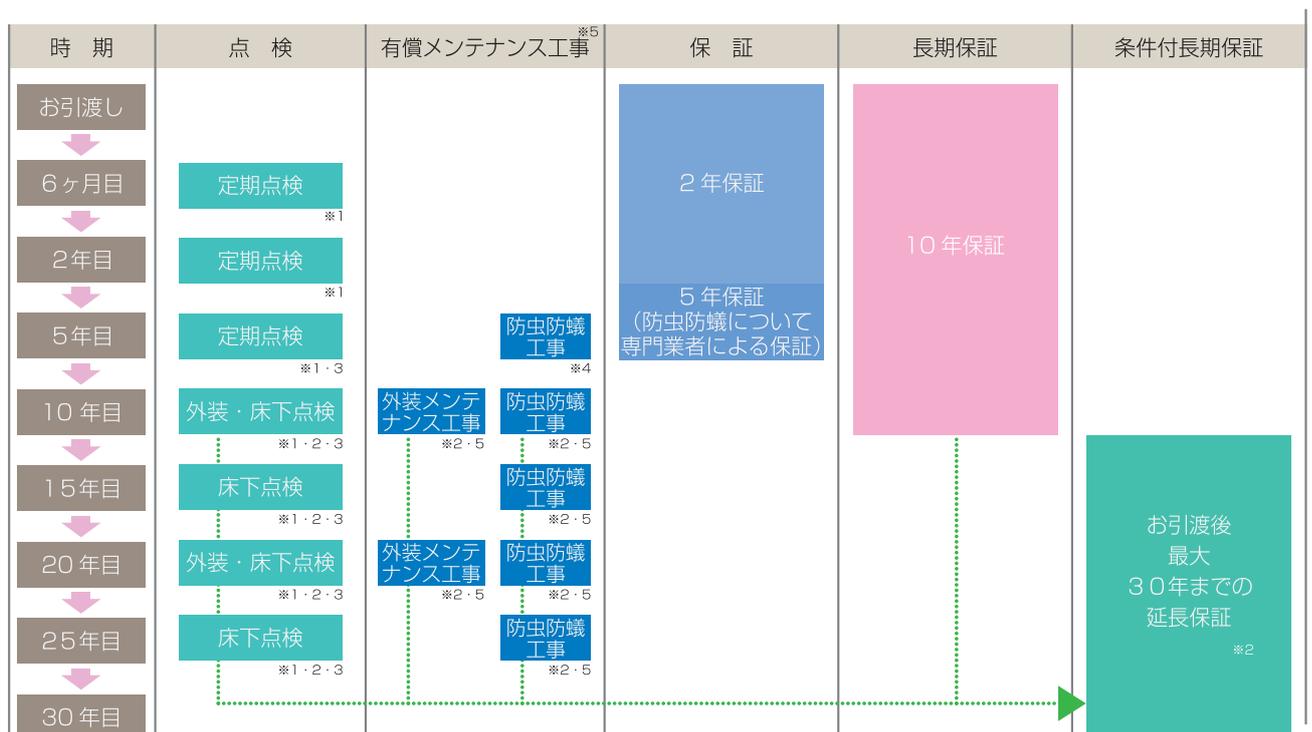
弊社住宅の保証体制は下図の通りです。

保証名 (保証期間)	基準
短期保証 (2～5年保証)	「住まいの保証書」に定める短期保証基準
長期保証 (10年保証)	「住まいの保証書」及び本書に定める長期保証基準
条件付長期保証 (30年保証)	本書に定める条件付長期保証基準

- 1 短期保証は、一般のアフターサービスです。
- 2 長期保証は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく瑕疵担保責任です。
- 3 条件付長期保証は、お引渡し後 10 年目以降、10 年ごとの外装点検、5 年ごとの床下点検とともに、各有償メンテナンス工事を実施していただくことを条件として、お引渡し後 30 年までを限度として、長期保証項目について 10 年間、防虫防蟻について 5 年間、各延長保証をさせていただきますものです。

# 2

## 保証の系統説明図



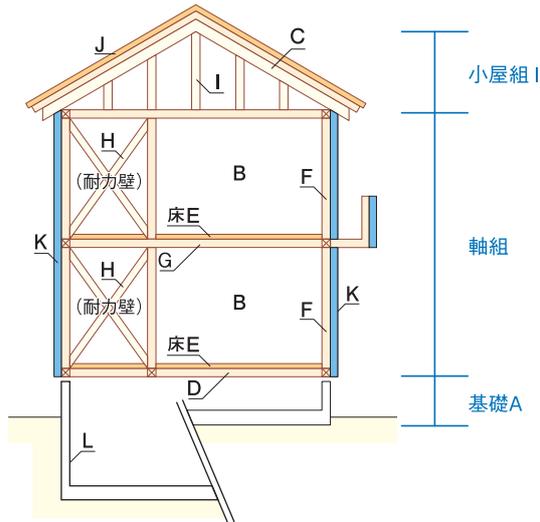
- ※1 各点検は、お引渡し後、各時期の3か月程度前を目安にご案内を郵送の上、各時期の直前2か月以内に実施します。(例:6ヶ月目点検は、お引渡し後5ヶ月目～6ヶ月目の間に実施します。)
- ※2 条件付長期保証は、お引渡し後10年目以降、10年ごとの外装点検、5年ごとの床下点検及び各有償メンテナンス工事の実施を条件に、お引渡し後30年までを限度として、長期保証項目について10年間、防虫防蟻について5年間、各延長保証をするものです。
- ※3 経過年数にかかわらず、お客様のご希望により、室内・天井・小屋裏の有償点検(¥50,000.-税別)を追加することが出来ます。(上記金額は、平成28年4月1日現在のものであり、今後の諸物価及び経済事情の動向等により変更することがございますので、予めご了承下さい。)
- ※4 5年目の防虫防蟻工事は、条件付長期保証の条件ではありませんが、実施されなかった場合、10年目に防虫防蟻工事を実施されるまでの期間、防虫・防蟻に関する保証は適用外となります。
- ※5 外装メンテナンス工事のみの実施では、白蟻等の食害が免責となりますので、防虫防蟻工事を合わせてお勧めします。また、防虫防蟻工事のみでは、長期保証項目の延長はございませんので、ご注意下さい。

### 3 定期点検

お引渡後、次の内容で「定期点検」を実施致します。

- 第1回目 お引渡後6か月経過直前2ヶ月以内（床下・小屋裏の目視点検〔各点検口より目視点検〕）
- 第2回目 お引渡後2年経過直前2ヶ月以内（床下・小屋裏の目視点検〔各点検口より目視点検〕）
- 第3回目 お引渡後5年経過直前2ヶ月以内（床下の目視点検〔床下内全面の目視点検〕）

### 4 長期保証（10年保証）の対象部位

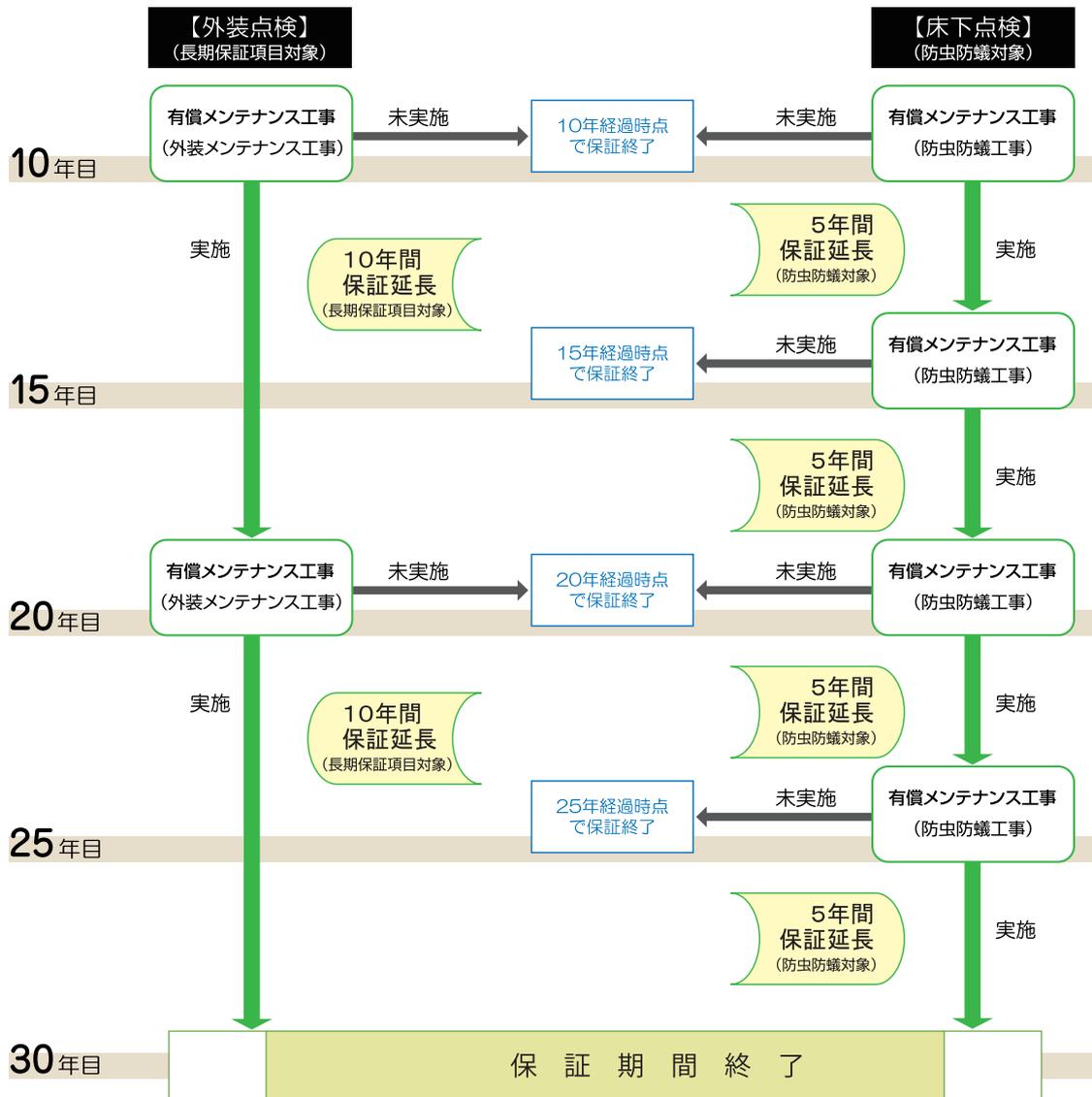


基礎・基礎杭 (地盤補強工事含む)	A
土台・柱・梁・桁・ 小屋根・耐力壁	B・C・D・ F・G・I・H
床・床組	E
屋根・外壁・ バルコニー・外装	J・K
地下室	L

### 5 長期保証（10年保証）の項目及び保証期間

項目	年数	無償補修の対象となる不具合事象	個別免責事項
■基礎・基礎杭 (地盤補強工事を含む)	10年	① 構造耐力上支障のある亀裂・欠損 ② 建物対角線上で傾斜の程度が6/1000を超える不等沈下	① コンクリートの材質的な収縮に起因する、構造上特に差し支えない亀裂 ② 保証者が施工の検討及び施工を行わなかった基礎にかかる保証
■土台・柱・ 梁・桁・ 小屋組・耐力壁	10年	① 構造耐力上支障のある木材の腐朽 ② 構造耐力上支障のある亀裂 ③ ねじれ・傾斜による壁の盛り上がり等 ④ 離れた2点間の傾斜の程度が6/1000以上 (2点間の距離は、梁で3m以上、柱で2m以上) ⑤ 仕上材から下地材又は構造材にまたがったひび割れ	① 木材の材質的な収縮に起因する、構造上特に差し支えない亀裂・隙間 ② ヒラタキクイムシ・白蟻等による食害 ③ 床下換気口・屋根換気口が塞がっていた場合
■床・床組み	10年	① 構造耐力上支障のある木材の腐朽 ② 構造耐力上支障の有る亀裂 ③ 3m以上離れた2点間の傾斜の程度が6/1000以上	① 木材の材質的な収縮に起因する構造上、特に差し支えない亀裂 ② ヒラタキクイムシ・白蟻などによる食害 ③ 床下換気口・屋根換気口が塞がっていた場合
■屋根・外壁・ バルコニー・ 外装	10年	① 室内への雨漏り ② 雨水の浸入による室内仕上材の汚損 ③ 雨水の浸入による構造躯体・部材の著しい損傷 ④ 仕上材および下地材にまたがったひび割れ、欠損 ⑤ 複数の乾式仕上材にまたがったひび割れ、欠損 ⑥ 陸屋根などで直下に居室がある場合には、防水上支障のある防水層の劣化・ひび割れ	① シーリング・コーキング部分の止水性能の劣化 ② 台風・暴風雨等の一時的な漏水 ③ 枯葉等の異物の詰まりに起因するもの (特にバルコニー) ④ 敷地内冠水による基礎内への浸水 ⑤ 家具・調度品等の汚損(二次被害)
■地下室	10年	① 地下水の浸入による屋内仕上面の汚損及び部材の著しい損傷。	① 台風・暴風雨等による一時的な浸水 ② 敷地及び周辺の地下水水位の上昇に起因する場合 ③ ガレージ等、生活上支障のない部分への地下水の浸入

※保証期間は引渡日から起算します。



- 1 お引渡後各時期に、所定の点検を実施し、かつ、所定の有償メンテナンス工事を実施していただくことが、保証延長の条件となります。
- 2 各時期に所定の点検・有償メンテナンス工事を実施した場合、有償メンテナンス工事完了後に、長期保証項目について「10年」、防虫防蟻について「5年」の各延長保証書を発行します。
- 3 所定の点検・有償メンテナンス工事を実施されない場合は、保証期間は残余期間をもって終了します。
- 4 外装メンテナンス工事のみの実施では、白蟻等の食害が免責となりますので、防虫防蟻工事を併せてお勧めします。また、防虫防蟻工事のみでは、長期保証項目の延長はございませんので、ご注意ください。

条件付長期保証の適用を受けるためには、当社が必要と認める以下の有償メンテナンス工事を、当社施工により実施させていただく必要があります。

#### 防虫防蟻工事

- 防虫防蟻工事：再処理等

#### 外装メンテナンス工事

- 屋根工事：再塗装等
- 外壁工事：再塗装・再吹付等
- コーキング工事：サッシ廻り他外部コーキングの再施工
- 板金工事：外部板金の再施工・再塗装等
- 防水工事：陸屋根・バルコニー等の再施工・再塗装等

#### その他

- 当社が必要と認める工事

### 1 保証承継

当社の保証対象となっている住宅を第三者に譲渡、または第三者が相続する場合、所定の手続を行っていただくことにより、保証を承継することが出来ます。

ただし、営利目的とした売買・譲渡等は保証承継の対象外となります。

### 2 保証承継の為の所定手続き

保証対象住宅を取得する第三者が、保証対象住宅の使用前に、当社へ書面で譲渡・相続等の事実を通知の上、保証承継の為の当社有償検査（¥100,000.- 税別）を受ける必要があります。また、その他所定の書類（物件取得に伴う個人情報登録申請書等）の提出が必要となります。

（上記金額は、平成28年4月1日現在のものであり、今後の諸物価及び経済事情の動向等により変更することがございますので、予めご了承下さい。）

条件付長期保証の適用を受けるためには、対象住宅の点検・有償メンテナンス工事の実施が必要となります。現場での点検・メンテナンス工事实施に際しては、点検・メンテナンス工事の主旨等を十分にご理解いただき、以下の事項にご協力いただきますよう、お願い致します。

- ① 点検・メンテナンス工事の実施に際しては、家具・備品等の移動をお願いする場合がございます。原則として、検査員は家具等の移動等は致しませんので、ご協力のほどお願い致します。
- ② 点検・メンテナンス工事は、屋内及び屋外にて実施致しますが、原則として、屋内及び屋外の過半以上を目視及び計測できることが必要となりますので、以下の事項にご協力下さい。

**a) 外部点検・メンテナンス工事について**

外部においては、外周部の基礎及び外壁・屋根が検査対象となりますので、検査対象周辺の荷物（自動車・バイク・バルコニー荷物等を含む。）は、出来るだけお片付下さい。

**b) 床下点検・メンテナンス工事について**

対象住宅に独立した床下点検口がない場合は、床下収納庫から検査を実施する場合がございますため、予め床下収納庫から荷物をお出し下さい。

**c) 室内、天井・小屋裏点検について（有償追加点検）**

室内においては、主に床・壁・柱の傾斜を点検致しますので、出来るだけ室内の整理整頓をお願い致します。天井・小屋裏においては、天井点検口から小屋裏に入り点検致しますので、天井点検口付近の荷物の移動、周辺の整理整頓をお願い致します。

※以上の事項について、お客様に十分なお協力をしていただけない場合は、点検・メンテナンス工事を実施できない場合がございます。

## 『カスタマーセンター』のご案内

飯田産業では、お引渡し後、安心して快適な住まい心地を続けて頂くため『カスタマーセンター』を設けています。スピーディかつ確実に対応できる体制でアフターサービスを行っております。建物の不具合、定期点検の申込・質問、リフォーム相談、その他ご意見お問い合わせがございましたら、お気軽にご連絡ください。

- 電話受付時間：午前9時30分から午後5時30分までとさせていただきます。
- FAX受付時間：24時間受付しております。

TEL：0120-84-2988      FAX：0120-85-9488

『カスタマーセンター』の定休日等、詳しくはホームページをご覧ください。

URL：<http://www.iidasangyo.co.jp/customer/about.cgi>

 飯田グループホールディングス

株式会社 飯田産業

本店 〒180-0022 東京都武蔵野市境2-2-2  
TEL.0422-36-8848 FAX.0422-50-3776

(株)飯田産業一級建築士事務所 第24894号/建設業許可 国土交通大臣許可(特-28)第24082号  
宅地建物取引業 国土交通大臣免許(8)第3306号